

施設等及びこれらに付帯する設備の修繕の執行に伴う取扱い要領

(趣旨)

この要領は、施設等に破損が生じた場合の整備に関し、適正な事務処理を担保するため、小規模な修繕に係る事務取扱いについて定めるものとする。

(対象事業)

次に掲げる施設等及びこれらに付帯する設備の修繕（以下「維持修繕」という。）で企業会計以外のもの。

- ア 市設建築物
- イ 道路
- ウ 水路及び親水水路
- エ 都市公園及び児童遊園

(需用費建物等修繕料と工事請負費の範囲の明確化)

需用費建物等修繕料で執行できる範囲は130万円（消費税及び地方消費税含む。以下同じ。）未満とし、工事請負費は130万円以上とする。

但し、計画通知（建築確認申請）が必要な工事及び普通建設事業費については金額にかかわらず工事請負費とする。

(需用費建物等修繕料の執行方法)

(1) 60万円（消費税及び地方消費税含む。以下同じ。）未満の維持修繕については、小規模修繕参加資格審査において資格を認められた業者（以下「小規模修繕業者」という。）の中から主管課が契約を行い執行する。但し、発注しようとする維持修繕の内容が小規模修繕業者では対応が困難な場合には、建設工事入札参加資格審査において資格を認められた業者（以下「建設工事業者」という。）の中から主管課が契約を行い執行する。

(2) 60万円以上130万円未満の維持修繕については、建設工事業者の中から主管課が契約を行い執行する。

(履行確認等)

130万円未満の維持修繕については、主管課が履行確認を行う。

(施行期日)

- 平成12年（2000年）4月1日から実施する。
- 平成20年（2008年）4月1日から実施する。
- 平成23年（2011年）4月1日から実施する。
- 平成24年（2012年）4月1日から実施する。
- 平成27年（2015年）4月1日から実施する。
- 令和2年（2020年）4月1日から実施する。